鹿屋市告示第510号

鹿屋農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第４項で準用する同法第11条第１項の規定により告示し、整備計画の変更案及び変更する理由を記載した書面を次により縦覧に供する。

なお、鹿屋市の住民は、整備計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに、鹿屋市に意見書を提出することができる。

また、整備計画の変更案のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和８年11月25日の翌日から起算して15日以内にこれを鹿屋市に申し出ることができる。

令和８年10月27日

鹿屋市長　　郷原　拓男

１　農用地利用計画の変更案の縦覧期間

自　令和８年10月27日

至　令和８年11月25日

２　農用地利用計画の変更案の縦覧場所

鹿屋市役所農林水産部農政課

輝北総合支所産業建設課

串良総合支所産業建設課

吾平総合支所産業建設課

３　変更案の内容及び変更理由

変更する計画	変更の内容	変更後の用途
農用地利用計画	次の土地を農用地区域から除外する。	各筆の変更後の用途については次のとおり。
	串良町有里5403番３の一部 （地目：畑1,573㎡）	駐車場
	川西町3871番６外１筆 （地目：畑591㎡）	鉄塔
	輝北町下百引567番１の一部 （地目：畑475㎡）	一般住宅（是正）
	新川町136番２ （地目：畑2,729㎡）	特定建築条件付売買予定地
	下祓川町2280番１の一部 （地目：畑569㎡）	建売住宅
	串良町細山田5493番１の一部 （地目：畑500㎡）	一般住宅

４　意見書の提出について

(1)　提出先

鹿屋市役所農林水産部農政課

(2)　提出期限

令和８年11月25日

(3)　提出方法

直接持参、ファックス、電子メール、郵便等により提出すること。なお、電話での意見は受け付けない。

(4)　提出者

意見書を提出できる者は、鹿屋市に住所を有する者（鹿屋市に事務所を有する法人を含

む）とする。

(5)　記載上の注意点

ア　個人の場合にあっては住所、氏名及び職業を、法人の場合にあっては法人名、代表者名及び事務所の所在地を必ず記載すること。

イ　意見の内容は、整備計画の変更案に対するものに限ること。

(6)　意見書の取扱い

意見書に対しては、個別の回答は行わず、次の事項の全てに該当することが確認された意見書について、その要旨及び処理結果と整備計画を変更した旨の公告を併せて告示する。

ア　意見を提出した者が、鹿屋市の住民であること。

イ　意見の提出が、整備計画の変更案の縦覧期間内に行われていること。

ウ　提出された意見の対象が、整備計画の変更案に係るものであること。